

《学校感染症の種類と出席停止期間の基準など》

【別紙3】

～ 学校において予防すべき感染症について ～

- 第一種 : 感染症の一類感染症、二類感染症（結核を除く）が該当する。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、第六条第七項から第九項までに規定する「新
型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第一種の感染症とみなす。）

出席停止の期間 完全に治癒するまで。 *新型コロナウイルス感染症（R2.2/1施行）

- 第二種 : 該当する病名、出席停止の期間は下記の通りである。

（飛沫感染をするため、学校において流行する可能性が高い感染症である。出席停止の期間は、感染性が認められなくなるためという基準であるため、疾患によって期間が異なってくる。）

- ★インフルエンザ : 発症後（発熱の翌日を一日目として）五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。
★百日咳 : 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
★麻疹（はしか） : 解熱後三日間経過するまで。
★流行性耳下腺炎（おたふく） : 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
★風しん : 発しんの消失まで。
★水痘（水ぼうそう） : 全ての発しんが痂皮化するまで。
★咽頭結膜炎 : 主要症状消退後二日経過するまで。
★結核 : 医師によって感染の恐れがないと認められるまで。
★細菌性髄膜炎 : 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。

- 第三種 : コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎。

（飛沫感染はしないものの、集団生活においては流行を広げる可能性が高い感染症である。）

出席停止の期間 全ての疾患において医師が感染の恐れがないと認めるまでである。

☆その他の感染症

（例：感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病 など）

「その他の感染症」とは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合、その感染症の拡大を防ぐため必要があるときに限り校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として緊急的に出席停止の措置をとることができるものである。

出席停止の措置については、学校における感染症の発生・流行の態様等により判断されるが、感染症の発生・流行の態様等の把握のため、上記の学校感染症と同じく保護者から報告を受けた場合には、保健室への連絡が必要である。

感染症による欠席の届け

担任印

平成 年 月 日

香川県立善通寺第一高等学校長 殿

____学年____組____番

生徒氏名 _____ 男・女

受診日 平成____年____月____日

受診医療機関 _____

疾患名 _____

上記疾患により、

1. 検査をしました。

（該当番号等を
○で囲む）

2. 出席停止の必要があり、療養するように診断されました。

療養期間 平成____年____月____日

（出席停止期間） ~ 平成____年____月____日まで

平成____年____月____日

保護者氏名 _____ 印

報告書となる「感染症の届け」については、登校後に学校で渡す。保護者により記入していただき、1週間以内に保健室へ提出とする。